

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年4月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定支援業務委託

(2) 業務内容

区では、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の行動計画として、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(以下、プランという。)を策定し、平成29年度から平成38年度(令和8年度。2026年度)までの10年間を計画期間として定めている。その後、プラン策定後の社会情勢等の変化を踏まえて見直しを行い、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」(以下、後期計画という。)を策定し施策の推進に取り組んでいるところである。

令和8年度に現行プランが期間満了を迎えるにあたり、この10年間での社会情勢の推移について十分な分析を通じて、社会的課題やニーズを的確に捉え、令和9年度から令和13年度までの新たな計画「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」(以下、新プランという。)を策定する。新プラン策定にあたっては、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」を踏まえつつ、区内企業を対象とした調査を行い、区民及び区内事業者の実態やニーズを的確に把握、分析したうえで効果的な計画を策定する必要がある。

そのため、過去に男女共同参画計画等の行政計画策定支援の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民や事業者の意識の分析及び国や東京都等の動向などに基づく専門的見地から、新プラン策定にかかる支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

新プラン策定業務の期間を令和7年度(令和7年7月1日～令和8年3月31日)、令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の1年9カ月と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

ただし、契約は年度ごとに締結するものとし、契約予定年度の予算配当及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会より「プライバシーマーク」の付与認定を受けていること。

- (6) 令和7年4月1日より起算した過去5年間において、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画、または男女共同参画に係る調査等実施経験があり、行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があること。
- (7) 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定支援業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
構成員は以下の通り。
委員長：生活文化政策部長 渡邊 謙吉
委員：総合支所保健福祉センター所長 高橋 裕子
委員：工業・建設業・雇用促進課長 佐藤 智和
委員：人権・男女共同参画課長 宮本 千穂

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業信頼度
- (2) 事業者及び担当者の実績及び経歴等
- (3) 業務の実施体制
- (4) 男女共同参画（女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス防止、困難な問題を抱える女性への支援、多様な性、を含む）についての理解度等
 - ①国・都の法令、計画、指針等の認識状況
 - ②男女共同参画が実現した社会像（出典等含む）
 - ③提案事業者が自ら取り組んでいる取組み等
- (5) 区の関連計画への実施経験、理解度、意見、課題の認識状況等
 - ①区の基本計画、実施計画、男女共同参画プラン、ワーク・ライフ・バランス推進指針等関連計画への実施経験、現状の理解度、計画に対する意見、課題の認識状況等
 - ②「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」「世田谷区民意識調査」等、関連する区民及び事業者向け調査の分析能力、実施経験、男女共同参画プランとの関連性、課題の認識状況等
 - ③男女共同参画における困難な問題を抱える女性への支援の位置付けと関連性
 - ④男女共同参画に関する施策を推進するうえでの課題整理
- (6) 国、都、その他の自治体の動向等の把握
- (7) 検討会委員会等の運営支援能力
- (8) 見積金額及び内容の妥当性
- (9) プレゼンテーションの明確性・的確性・実現可能性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 (梅丘分庁舎3階)

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話：03-6304-3453 ファクシミリ：03-6304-3710

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和7年4月17日(木)から令和7年4月30日(水)まで

②交付場所 世田谷区ホームページでの閲覧

③交付方法 世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/02409/24765.html>、世田谷区

トップページ→暮らし・手続き→人権・男女共同参画・平和→男女共同参画に関する計画・方針等)

からのダウンロードによる

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和7年4月30日(水)午後3時まで(土日、祝日の受付不可)

場所：上記(1)担当部課に同じ / 方法：持参または郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和7年5月15日(木)午後3時まで

方法：上記(1)担当部課あて電子メールによる

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和7年6月9日(月)午後3時まで

場所：上記(1)担当部課に同じ / 方法：持参又は電子データ

(6) プレゼンテーションの実施について

提案書を提出したすべての事業者を対象にプレゼンテーションを実施する。

実施日、実施場所等については、提案事業者に対し別途通知する。

6 選定日程

手続開始の公告日	4月17日(木)
参加表明書受領期限	4月30日(水)午後3時まで必着(持参または書留による郵送)
提案書提出者決定通知	5月8日(木)(文書で通知)
質問提出期限	5月15日(木)午後3時まで(電子メール)
質問回答	5月22日(木)(電子メールで全事業者へ送信)
提案書提出期限	6月9日(月)午後3時まで必着(持参又は、電子メール)
提案書内容調査	6月10日(火)～6月13日(金)
審査委員会(提案書 プレゼンテーション)	6月25日(水)(予定)
審査結果通知	6月下旬(予定)
契約締結	7月上旬(予定)

※郵送の未着事故については、世田谷区はその責を負わない。

※6月以降の日程の詳細については、別途区担当課より提案書提出者宛に通知する。

7 その他

- (1) 本提案に係る一切の費用については、すべて提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。ただし、担当者等について病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 最終選定後に提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 項目5(1)担当部課に同じ
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定：無
- (13) 詳細は説明書による。